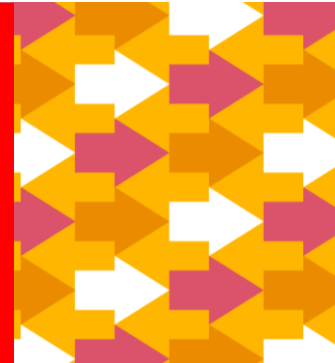


# PwC Tax Insight (No.18/2019)

## 電子課税文書の申告および納税が地方歳入局事務所にて可能に

Issued Date: 30 July 2019



.....  
電子課税文書にかかる印紙税申告・納付の代替方法を定めた歳入局通達第 59 号が発行されました。  
.....

歳入局通達第 58 号が発行され、2019 年 7 月 1 日より、一部の電子課税文書にかかる印紙税はインターネットを通じて申告したのち、銀行の電子送金により支払われる事が求められます。

本通達および関連する追加の通達(歳入局通達第59号)の概要に関しては、以下をご参照ください。

## 概要

インターネットを通じて、申告したのち、銀行の電子送金での印紙税の納税が必要となる電子課税文書は以下の通りです。

- 請負契約書
- ローン契約書または銀行の当座貸越に関する契約書
- 委任状
- 議決権行使にかかる委任状
- 保証書

本通達の詳しい内容はTax newsletter No.2/2019 (<https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletters/2019/jp/2019-tax-newsletter-02-jp.pdf>)をご参照ください。

2019年7月18日に、上記の電子課税文書にかかる印紙税申告・納付の代替方法を定めた歳入局通達第59号が発行されました。本通達では、2019年7月1日から2020年12月31日の間に締結された電子課税文書について印紙税申告書「Or Sor 4」を用いて、地方歳入局事務所にて、現金で納税を行う代替方法が定められています。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**日本企業部 (Direct Telephone)**

魚住 篤志  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

桑木 愛子  
(0 2844 1186/Mobile:08 18633101)  
[aiko.kuwaki@pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@pwc.com)

名賀石 樹  
(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎  
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀  
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典  
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑  
(0 2844 1269/Mobile:08 845554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美  
(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

